

建設工事総合評価方式にかかる適用基準

1. 適用基準について

(1) 設計価格5,000万円以上の建設工事は総合評価方式とする。

2. 除外規定について

次の各号の一に規定する建設工事は、大台町発注工事等指名審査委員会で承認され町長が特に必要と認めた場合は除外することができる。

(1) 災害復旧工事

(2) 応急復旧工事

(3) その他、技術的工夫の余地が極めて少なく総合評価方式を必要としないと認められる工事

3. 適用時期

平成24年4月1日以降、公告するものから適用する。